

令和4年1月吉日

お客さま各位

## キャッシュカードによるATM振込の一部利用制限のお知らせ (特殊詐欺被害の防止対策)

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

昨今、お客さまをATMに誘導して電話で操作を指示し、預金を不正に振り込ませる「還付金詐欺」等の特殊詐欺被害が多発しております。

当組合では、こうした被害からお客さまの大切なご預金をお守りするため、山形県警察本部からの要請のもと、下記のとおりキャッシュカードによるお振込を一部制限させていただくことといたしました。

対象となるお客さまには大変ご不便をおかけしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 対象となるお客さま

「65歳以上※」のお客さまのうち、過去2年以上キャッシュカードによるATM振込をご利用されていないお客さま

(※年齢基準日を毎年12月31日とし、本年は令和4年3月15日を利用制限開始日とします。以降、翌年1月の第3月曜日を利用制限開始日とします。)

#### 2. 制限の内容

対象となるお客さまについては、ATMによる1日あたりの振込限度額を1,000円とさせていただきます。

なお、キャッシュカード等による「お預け入れ」や「お引き出し」は、従来どおりご利用いただけます。

#### 3. 利用制限開始日

令和4年3月15日(火)より

#### 4. その他

対象となるお客さまで、振込限度額を超える「お振込み」を希望される場合は、キャッシュカード、お届け印、本人確認書類をご持参のうえ、お近くの当組合本支店窓口へお申し出ください。

以上